

# 生徒心得

本校生徒は学校生活全般にわたる規則・諸注意を守り、集団生活の中で交流を図り、豊かな心と、確かな学力を身につけ、健康で逞しく、活気に満ちた生活を目指し、自己表現・自立心の高揚に努める。

## 1 学校生活

- (1) 校則、生徒会会則、その他の規約を遵守する。  
身分証明書は、常に携帯する。
- (2) 始業時間に遅刻しないよう余裕をもって登校する。
- (3) 登下校時の挨拶を励行する。
- (4) 欠席・遅刻・早退・外出をする場合はホームルーム担任に届け出る。
- (5) 職員室への出入りには、用件をはっきりと言い、入室の許可を得る。  
その際、礼儀をわきまえた行動をとる。
- (6) 昼食は教室及び2階ラウンジにおいて摂ること。
- (7) 授業開始のベルが鳴る前には自席に着席していなければならない。授業中は勝手に立って歩いたり、不必要な私語は慎み、授業に集中する。
- (8) 本校の生徒でない者を無断で校地内及び校舎に入れない。
- (9) 体育館を利用する場合は、本校指定のシューズを履き、土足をしない（体育館入口手前のじゅうたんの上は土足禁止）。
- (10) 部活動等で居残る場合は担当教師の了承を得てから活動する。
- (11) 教室・廊下・1階ロビー・玄関前、授業中及び学校行事中は携帯電話の使用を禁止する（電源を切りロッカー内に収納する）。ただし、学校敷地内では2階ラウンジのみ使用可とする。

## 2 服装・所持品

- (1) 常に、時・場所・場面に合わせた服装・頭髪を心掛ける。
- (2) 所持品には必ず名前を書き、責任を持って保管する。
- (3) 生徒間では金銭の貸し借りをしない。
- (4) 学校生活に不要な物は持ち込まない。
- (5) 貴重品はきちんと自己管理をする。
- (6) 盗難防止のため、2階ラウンジに防犯カメラを設置する。

## 3 通学・交通安全

- (1) 交通ルールを遵守し、事故防止に心掛ける。
- (2) 自転車で通学する場合、車両番号及び登録番号の届け出をし、ヘルメットの着用を努力義務とする。
- (3) 自転車で通学する場合、傘差し運転・無灯火・ヘッドホン着用・携帯電話の使用等はしない。
- (4) 自転車で通学する場合、所定の場所に整理整頓して必ず施錠する。
- (5) 鉄道、バス等を利用する者は、他人に迷惑を掛けるような行為はしない。

#### 4 その他

- (1) 暴力行為・いじめは厳禁とする。
- (2) 飲酒・喫煙行為、パチンコ店や酒類提供飲食店等の遊興を目的とする場所への立ち入りは原則禁止とする。
- (3) 男女の交際は、節度ある態度を保ち、他人の誤解を招くような言動は慎む。
- (4) 金銭の浪費は慎むとともに、商業施設や娯楽施設等に行った際は、誤解を受けるような行動は避け、マナーを守る。
- (5) 旅行(キャンプを含む)・アルバイト・運転免許取得等は所定の様式に必要事項を記入し届け出る。
- (6) 校舎内外を問わず環境美化に努め、学校の施設や備品等は丁寧に扱い、破損等が生じたとき、または気づいたときは、ただちに報告する。
- (7) 刃物、ライター等危険物の持参は禁ずる。
- (8) 外出の際は、行き先・用件・帰宅時刻等を保護者に明らかにし、深夜徘徊・外泊は禁ずる。

#### (附 則)

この規程は平成27年4月1日より施行する。

令和5年4月1日より一部改正する。